

高松地方裁判所及び管内の支部

●申立書提出先一覧

住所等	申立先	所在地	備考
高松市、さぬき市、東かがわ市、丸亀市綾歌町、木田郡三木町、香川郡直島町、綾歌郡綾川町、小豆郡土庄町、小豆郡小豆島町	高松地方裁判所（本庁）	760-8586 高松市丸の内1-36	
丸亀市（ただし、丸亀市綾歌町を除く。）、坂出市、仲多度郡多度津町、綾歌郡宇多津町、善通寺市、仲多度郡琴平町、仲多度郡まんのう町	高松地方裁判所丸亀支部	763-0034 丸亀市大手町3-4-1	執行事件は次のとおり 不動産競売：高松地裁本庁 その他：丸亀支部
観音寺市、三豊市	高松地方裁判所観音寺支部	768-0060 観音寺市観音寺町甲2804-1	執行事件は次のとおり 不動産競売：高松地裁本庁 その他：観音寺支部

※行政事件は、本庁のみで取り扱っており、支部では取り扱っていません。
※労働審判については、本庁に申立書を提出する必要があります。
※執行事件の申立書提出先は備考欄も確認ください。